

仙台市介護保険審議会
地域包括支援センター運営委員会議事録
(第4期計画期間 第3回会議)

日時：平成21年12月22日(火) 19:00～19:45

場所：仙台市役所本庁舎 2階 第5委員会室

<出席者>

【委員】

上田千恵子委員・大内修道委員・関東澄子委員・日下俊一委員・駒形守俊委員・庄子清典委員・高城和雄委員・山崎豊子委員

以上8名、五十音順 (青沼清一委員 欠席)

【仙台市職員】

南方保険高齢部長・鈴木高齢企画課長・會田介護保険課長・今田青葉区保健福祉センター参事兼障害高齢課長・佐藤若林区障害高齢課長・紺野太白区障害高齢課長・佐藤泉区障害高齢課長・武者高齢企画課在宅支援係長・千葉高齢企画課介護予防係長・庄司介護保険課管理係長・土屋介護保険課介護保険係長・高橋介護保険課指導係長・吉田宮城野区保健福祉センター障害高齢課介護保険係長

<議事要旨>

1 開会

会議公開の確認 異議なし

議事録署名委員については大内委員に依頼 大内委員了承

2 議事

(1)地域包括支援センターの事業評価、指導・監査結果について

鈴木高齢企画課長説明(資料1, 参考資料)

<質問事項>

委員長：参考資料の3ページの評価点分布のところ、平均点が2.5～2.9のセンターが1か所ある。標準が3ということであれば、ここはトータルでいえば3未満となる。先ほどの説明では、全体の評価結果で「標準的な業務を実施している」ところが31か所、「業務の一部に工夫・改善の必要がある」ところはないということだが、「 」が3つあるものについては該当がなく、最終的には改善の必要があるところはなかったということである。これは結局評価の仕方によるものであり、単純に平均点を見ると3未満のところがあるということなので、別の見方もできるの

ではないか。

事務局：6項目のうち2項目が「 」のセンターがあり、平均にすると3を下回るセンターがある。確かに評価の仕方によるものであるが、残り4項目は「標準的な業務を実施している」と判断されることから、センター業務を実施していただくと判断したものである。

委員長：場合によっては甘い評価をしたという見方もできるかと思う。今後に向け検討してほしい。

事務局：参考資料1ページにある「事業評価総括票」において、評価についてセンターに通知し、「 」評価の根拠となった事項については【工夫・改善が望まれる事項】として明記し、業務改善を促していく。さらに、年度末に次年度に向けて事業計画の提出を受けるが、その際にも「 」評価があったセンターについては個別に意見交換し、確認することとしているので、そうしたところで業務改善を図っていくようにしたい。

委員：1か月半の短い期間での調査で大変だったと思う。全体平均で6項目のうち4項目が高くなっており、年々経験を積み、良くなっているものと安心している。21年度に3か所の新センターを開始したが、経験を積んだところと初めて実施したセンターとで、評価の結果の違いとして何か感じたところはあるか。

事務局：新しいセンターについては、経験を積んだセンターと比べると、点数で並べると比較的上がらないところはある。総合相談支援業務やネットワークづくりといった部分については、ノウハウや積み重ねが活かされる部分なので、点数が上がらないのはある程度やむを得ないと思う。今後経験を積んでレベルアップを図っていただきたいと考えている。

會田介護保険課長説明（資料2）

< 質問事項 >

委員長：意見、要望が寄せられたということだが、どのように対応していくと考えているか。

事務局：報酬の関係については、介護保険という社会保険の仕組上全国一律のものであるので、それぞれの地域ごとに加算を付けるということとはできない。この声は仕組が始まって以来毎年寄せられており、私どもとしても、要望としてこういう声があるということとその都度厚生労働省に伝えている。そうした行動は今後とも取り組んでいきたい。2点目についても報酬に係るものであり、こうした声を国に伝えていく。

(2)平成22年度受託法人選定の方針等について

鈴木高齢企画課長説明（資料3）

< 質問事項 >

委員：国の施策の中で、地域包括支援センターに認知症専門の職員を配置するという事になっているが、仙台市での状況を教えてほしい。どのような人が配置されるのか。

事務局：認知症疾患医療センター1か所に対して、地域包括支援センターに認知症連携担当者を1名置くというスキームである。本市の場合は、地域包括支援センターが44あるが、両当事者である仙台市立病院及び地域包括支援センター連絡協議会に相談したところ、個々の認知症の事案について市立病院と包括の連携がうまくいっており、そこに新たに1か所に連携担当者を置き、新たな階層をすることによるメリットは感じられないという話があった。そもそもこの制度は本市のように44センターもあるようなところを想定しているとは考えられず、我々としては別の置き方ができないかということ国に相談している。

委員：国で話している制度については、今検討中ということか。

事務局：国が想定しているスキームだと、仙台市の地域の実状に馴染まないというところがあるので、実状に即した制度の運用を検討してもらえないか、という依頼を国にしている。

委員：私ども家族の会では、全国的にもそうなのだが、どういう方がどのように配置されているのかが関心事である。地域包括支援センターに相談しても、相談には乗ってくれるけれども、きちんと向き合ってもらっているという感覚を相談者が持てない場合が多い。相談者が「私が望んだところまでいっていない」という感覚なので、致し方ないと思うが、相談の質なのか、件数だけ拾っても内容がどうなのかという点が相談を受けていて疑問である。そういう専門家がいればいいなという思いであるものの、そんなにたくさん必要なのに、どういう人が携わるのか、というところがあったので伺った。

委員長：来年度も継続して事業を委託するということによろしいか。

(異議なし)

3 その他

事務局：事務局から情報提供を1件させていただく。地域包括支援センターにおいては、業務が多岐に亘っており、専門性も高く非常に大変であると認識している。国で「緊急雇用制度」というものがあり、その制度を活用して、44センターに1名ずつ事務補助を置けるような予算要求をしている。1年間事務補助ということで職員を雇用できるような枠組みである。

委員長：既に実施している自治体もあると聞くが、そういう例はあるのか。

事務局：政令市では神戸市で今年8月から実施している。神戸市にはセンターが74か所あるとのことだが、そのうち53か所で応募があり、契約・雇用していると伺っている。そのような実状があるので、仙台市においても一定のニーズがあるのではないかと考えている。

事務局：44センターに各1名ずつということで予算を要求しているが、基本的には各センターに手上げをしてもらおう。やりたいな、というところに手を上げてもらおう形で

ある。対象はいわゆる失業者であり、現在職を持っていない方を雇用してもらうという前提である。

委員長：事務補助ということで雇用することを想定しているということで、事務経験がある方を念頭に置いているのか。

事務局：もともとこれは失業者対策という枠組みから来ているので、職がない方を対象にしているということである。

委員：職のない人ということであると、職安を経由することになるのか。

事務局：基本的には職安に募集広告を出すという流れになる。

次回について事務局より説明。具体的日時等については、委員長と協議し、後日ご連絡する。

(異議なし)

4．閉会